

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第48号

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

京都市消防吏員服制規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規定する」を「定める」に、「必要とする特別な」を「別に」に改める。

第3条中「規則」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの規則」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 類	制式, 地質その他の服制に関する細目
合 冬 帽	
合 冬 服	
夏 帽	
夏 服	
消 防 局 章	
階 級 章	
消 防 長 章	
ネ ク タ イ	
ワ イ シ ャ ツ	
ブ ラ ウ ス	
バ ン ド	

活	動	帽	別に定める。
活	動	服	
救	助	活 動 帽	
救	助	活 動 服	
救	急	活 動 帽	
合	冬	救 急 活 動 服	
夏	救	急 活 動 服	
防	火	帽	
防	火	衣	
手		袋	
	靴		
防	寒	衣	
雨		衣	

附 則

この規則は、平成17年8月29日から施行する。

(消防局総務部人事課)